

倉吉市長 広田 一恭 殿

要 望 書

日頃から古川沢地区の生活環境の改善並びに自治公民館活動の発展のためにご尽力賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり当集落は、これまで大雨による道路の冠水、住宅の床下浸水などの被害が頻繁に発生しており、特に令和3年7月豪雨では3日間に亘り道路が冠水して日常生活に甚大な影響を与えました。

倉吉市におかれましては、このような状況に対応するために、常設の排水ポンプ設置や緊急避難路整備を行って頂き、住民一同感謝をしている所ですが、排水ポンプの効果発現には未知数の部分も多々あると思っています。よって、引き続き抜本的な排水対策を講じて頂きますよう強く要望するものであります。

上記の内容を踏まえ、水害対応及び下記要望事項（過年度継続案件含む）につきまして、住民生活の安全・安心のため早期に対応して頂きますよう切にお願い申し上げます。

なお、回答につきましては、文書でもって 6月 30日までにお願いいたします。

記

継続要望	1-1	市道の段差解消について（令和4、5年度）
	1-2	防火水槽による近隣水田の地盤沈下に対する対応について（令和3、4、5年度）
	1-3	大量の雨水による排水路への土砂流入防止対策について（令和4、5年度）
	1-4	市道の補修について（令和5年度）
	1-5	空き家の庭木の伐採について（令和5年度）
継続要望しなかった過年度要望を再度要望	2-1	除塵機の維持管理について（令和元、2年度）
新規要望	3-1	集水桝への土砂流入防止対策について
	3-2	水路のコンクリート蓋改修について

令和 6 年 5 月 22 日

団体名 古川沢自治公民館
代表者名 館長 穀 本 光雄
連絡先住所 倉吉市古川沢 289
電 話 0858-26-1080



1. 継続要望

1-1 市道の段差解消について（令和4、5年度）

地内の市道（古川沢3号線）において、暗渠排水路との段差が最大3.5cmあり、住民が通行の際に支障となっている（過去に高齢者運転の自転車が転倒した事例あり）。特に、高齢者の方は、シルバーカー（手押し車）の通行が多く対向車等で道路端に避ける際、段差によって退避行動が難しい現状にあるため対策を実施して頂きたい。

●倉吉市建設課からの回答（令和4、5年度）

舗装箇所については緊急性を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。当路線も令和4年度の補修予定箇所に組み入れますが、他地区との緊急性等により来年度の補修となる場合がありますのでご了解ください。



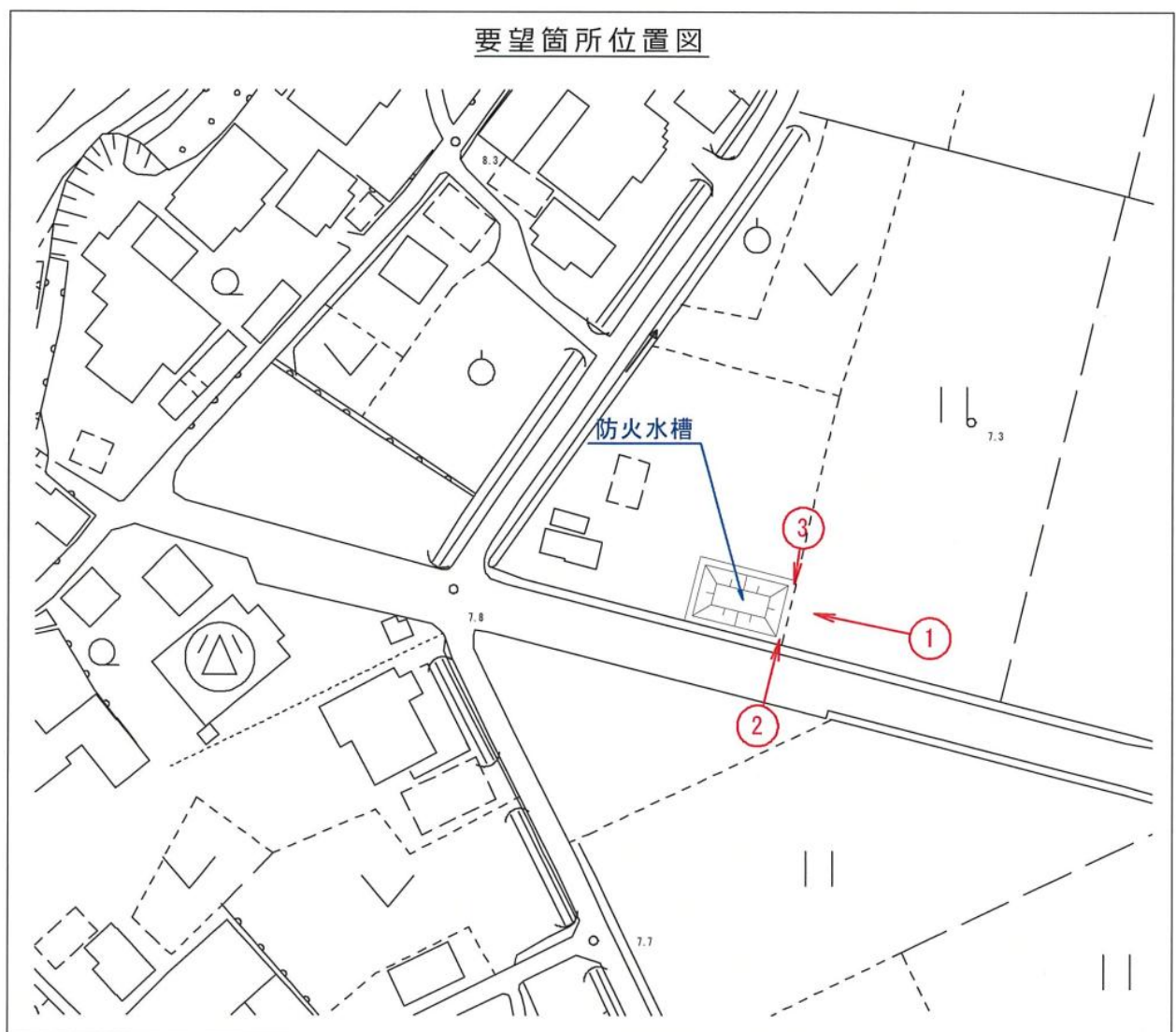
1-2 防火水槽による近隣水田の地盤沈下に対する対応について（令和 3,4,5 年度）

防火水槽近隣水田の地盤沈下については、昨年度も陳情させて頂き、継続して経過観察を行うとの回答も頂いているところですが、地元でも計測してみると市道の中央部で 10 c m の沈下しており、少なからず水田への影響もあるものと思われます。また、写真①を見てもフェンスが道路側に沈下している状況は明らかで、施工後に沈下したものであると推測されます。近隣水田耕作者の方は、田植え後の水が畦畔を超え排水路に流れ出てしまう状況にあるため、苦慮されている状況です。よって、田植え後の水を確保するための対策工事を実施して頂きたい。

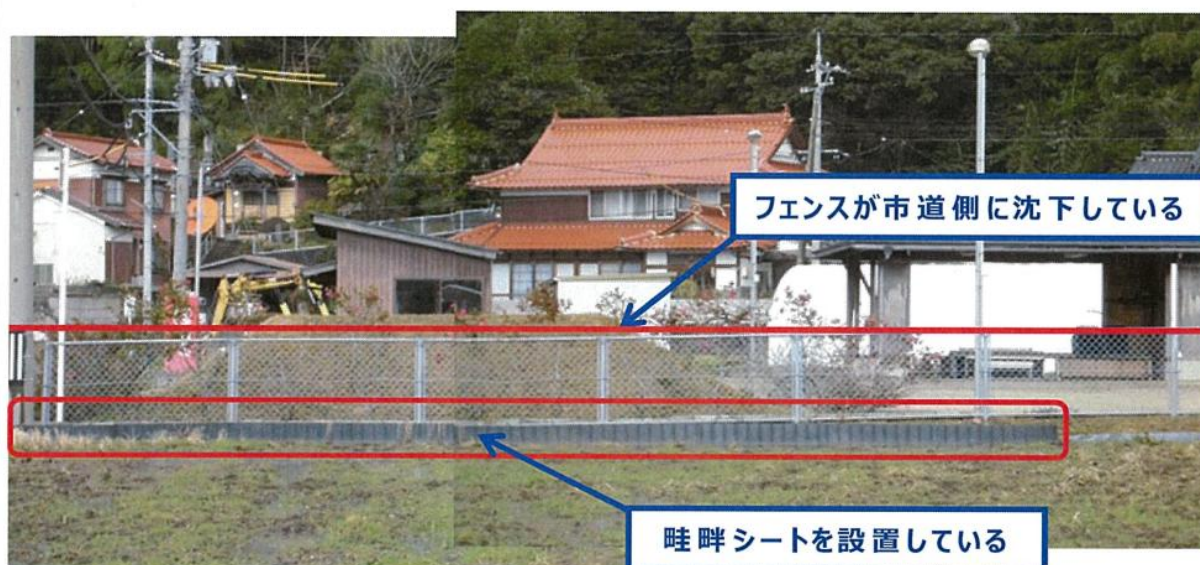
令和 5 年度の倉吉市からの回答より観察資料の提供をお願い致します。

● 倉吉市防災安全課からの回答（令和 5 年度）

昨年回答しました、耐震性貯水槽の設置と隣接する水田排水路及びコンクリート畦畔の一部が沈下していることの関係性は極めて低いという判断に至りましたが、今後も継続して経過観察を行います。



① 水田側から防火水槽側撮影



② 市道古川沢 1 号線南側から撮影



③ 北側から市道古川沢 1 号線撮影



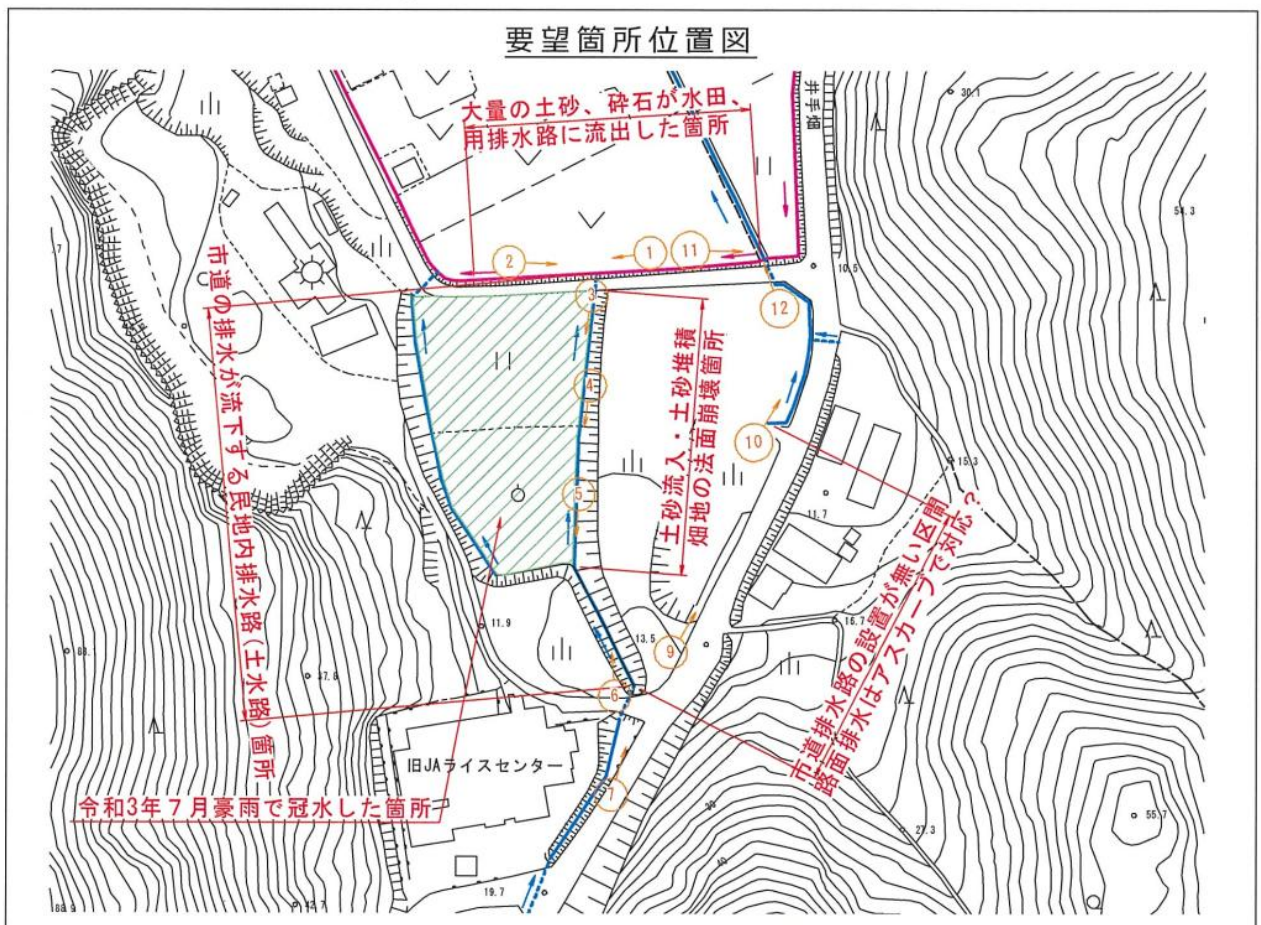
1-3 大量の雨水による排水路への土砂流入防止対策について（令和4、5年度）

当該箇所の水田は、向山や市道和田東町井手畑線からの雨水が旧 JA ライスセンター付近から古川沢側にルートを変えた排水路に流入し、大雨の際には多量の碎石・雨水が地区内の排水路へと流れ込んでおり、処理に苦労しています。耕作者聞き取りでは、耕作地内の排水路（土水路）は、青線ではないとのこと。市道和田東町井手畑線の排水が民地内の排水路に流下し下流の用排水路に流れる排水系統に問題があると推察します。令和5年度の回答より、「どのような対策が有効か検討していきたい」とのことでしたので、**対策の検討結果**も示して頂きたい。

また、今年度（令和6年）は旧 JA ライスセンター横の水路復旧工事が行われ、豪雨時に雨水の流速が早くなり、下流土水路の法面部土砂が下流用排水路に流下し堆積した事案が発生しています。建設課と現地確認を行い市道の上流側に土砂溜め柵を今年度中に施工してもらえる予定となっていますが、抜本的な対策（例えば、市道沿いに排水路を計画、土水路を製品水路に変更する等）を早期に検討し、対策を講じて頂きたい。

● 倉吉市建設課からの回答（令和5年度）

排水ルートを変更する場合、新たに流下量が増加するルートに影響を及ぼす可能性がありますので、どのような対策が有効か検討していきたいと考えております。なお、排水路上流部の土砂溜めのたい積状況を確認し、必要に応じて土砂の撤去を計画します。



① 土砂、碎石が水田に流入した箇所



② 土砂、碎石が水田に流入した箇所



③ 耕作地冠水、土砂堆積した箇所



④ 耕作地冠水、土砂堆積した箇所



⑤ 耕作地法面が崩壊した箇所



⑥ 耕作地法面が崩壊した箇所



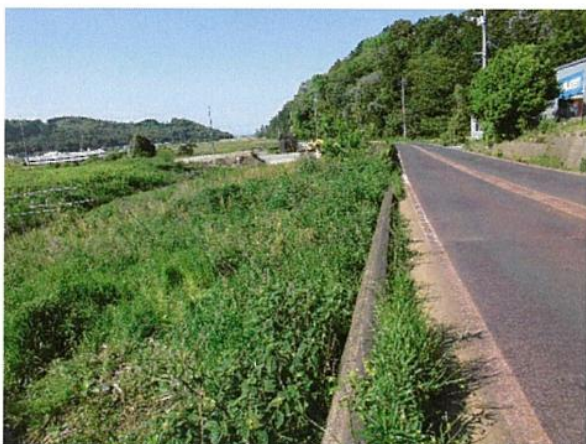
⑦ 旧 JA ライスセンター付近排水路箇所



⑧ 市道の排水路設置箇所



⑨ 市道排水路が設置されていない箇所



⑩ 市道排水路設置箇所



⑪ 既設用排水路状況



⑫ 既設排水路状況

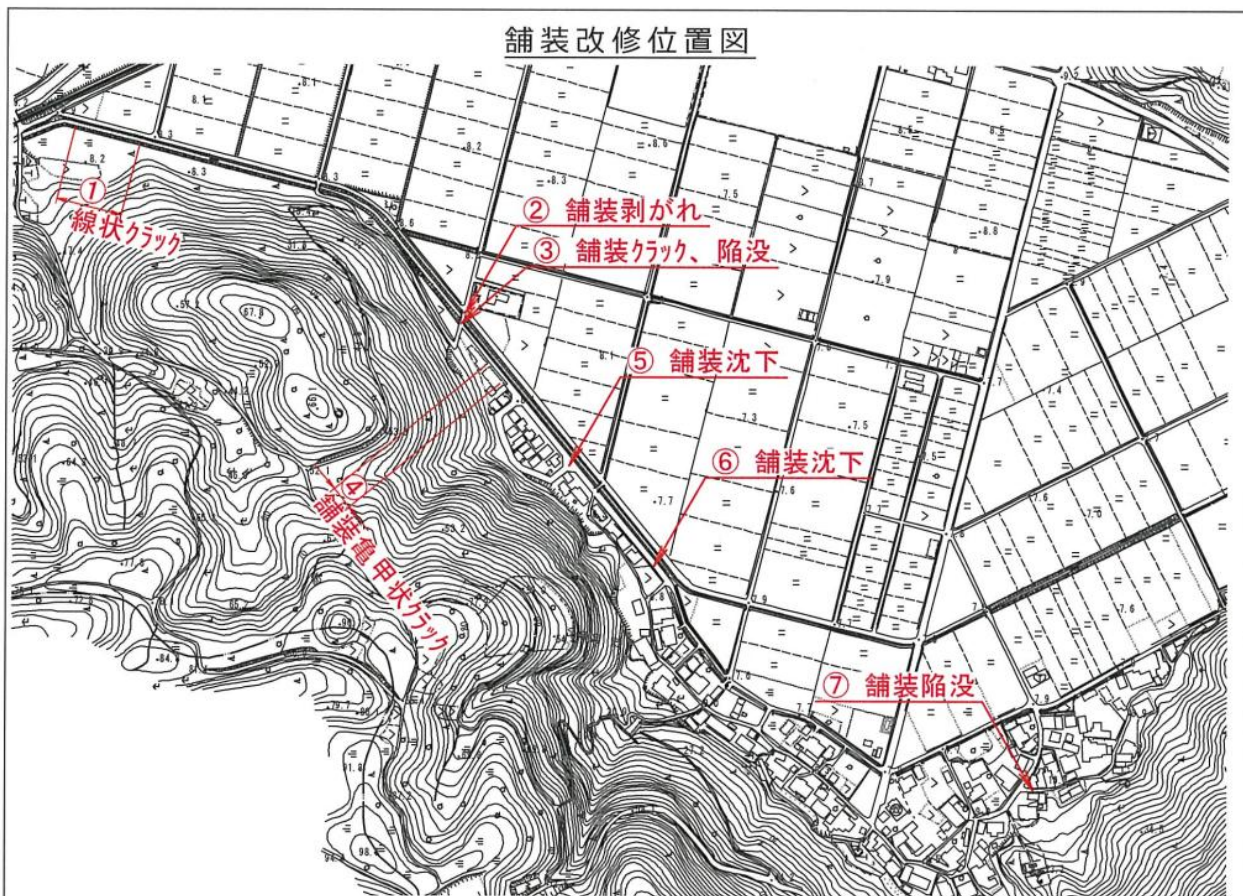


1-4 市道の補修について（令和 5 年度）

古川沢 1,2 号線で舗装クラック、舗装沈下（橋梁付近含む）している箇所が散見されますので、舗装の改修を実施して頂きたい。市の回答より、補修時期を提示して頂きたい。

●倉吉市建設課からの回答（令和 5 年度）

舗装補修については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も補修予定対称箇所に組み入れますが、他地区との緊急性等により補修時期を検討します。



①古川沢 1 号線舗装線状クラック全景



①古川沢 1 号線舗装線状クラック近景



②古川沢 1 号線舗装剥がれ全景



②古川沢 1 号線舗装剥がれ近景



③古川沢 1 号線舗装クラック、陥没全景



③古川沢 1 号線舗装クラック、陥没近景



④古川沢 1 号線舗装亀甲状クラック全景



④古川沢 1 号線舗装亀甲状クラック近景



⑤古川沢 1 号線舗装沈下全景



⑤古川沢 1 号線舗装沈下近景



⑥古川沢 1 号線舗装沈下全景



⑥古川沢 1 号線舗装沈下近景



⑦古川沢 2 号線舗装陥没全景



⑦古川沢 2 号線舗装陥没近景



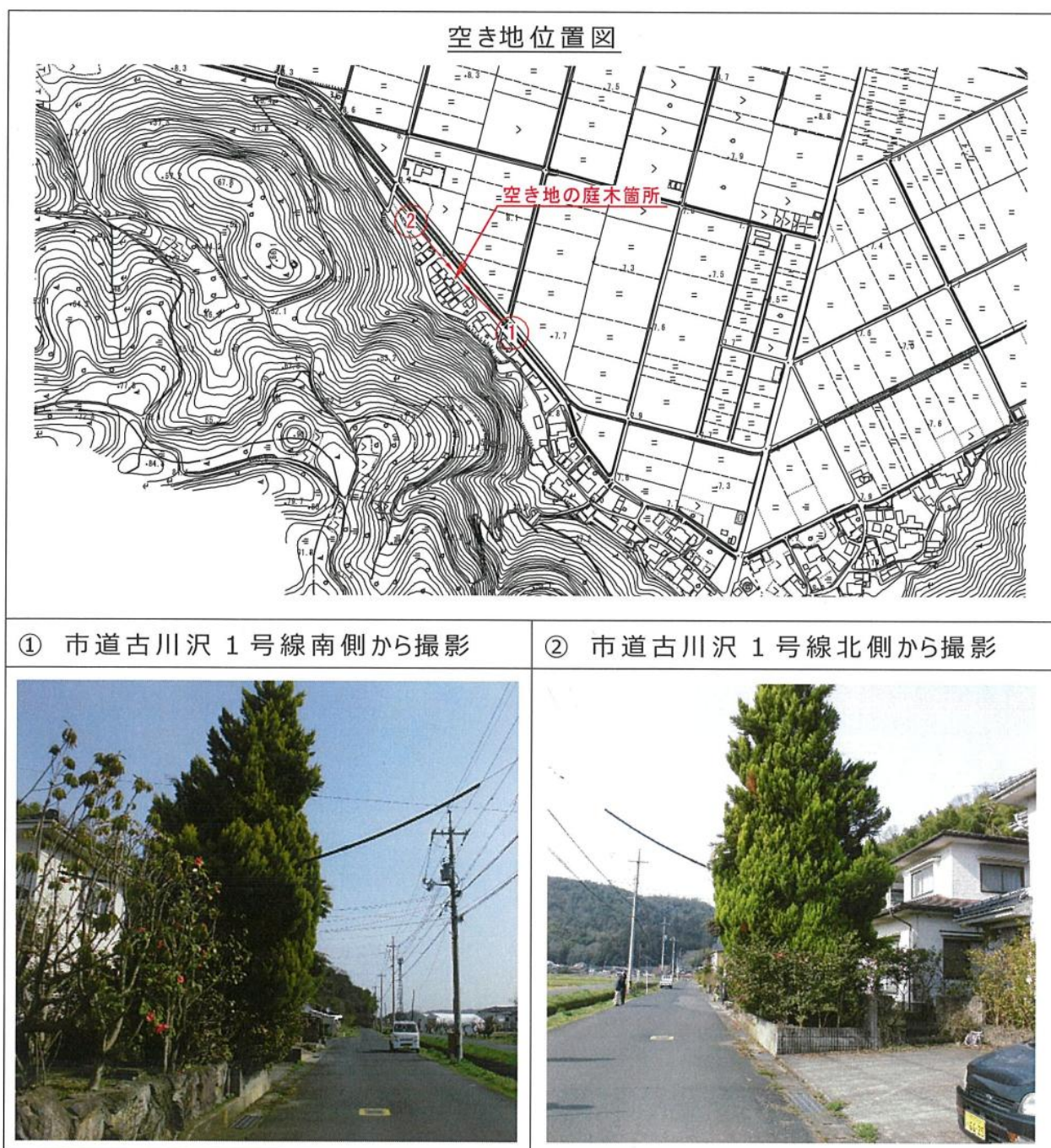
1-5 空き家の庭木の伐採について（令和 5 年度）

空き家の庭木が管理されていないため、道路側に傾いて強風に煽られて倒木し、市道の通行止めや中電、NTT の架空線を切断することが懸念されます。また、空き家の所有者が不明で、連絡も取れない状況です。よって、庭木の対応（伐採等）を早急にして頂きたい。

倉吉市の回答より、行政指導を行っても伐採されない場合には、どのような対応を実施されるのでしょうか教えて頂きたい。

● 倉吉市建設課からの回答（令和 5 年度）

所有者の調査を行い、先ずは、所有者に庭木の伐採等の必要な処置を講じるように連絡し、行政指導を行うように取り組みますのでご理解とご協力をお願いします。



2. 継続要望しなかった過年度要望を再度要望

平成 31 年 4 月、令和 2 年 4 月に下記の案件を要望書として提出している所ですが、具体的な意見交換・協議がなく、方向性が検討されていけませんので、再度要望します。

(1) 要望の経緯等

提出、回答等	年月日	内 容
要望書提出	平成 31 年 4 月 26 日	除塵機の管理について、北条水系土地改良区・倉吉市・上北条土地改良区の 3 社で締結されている協定書を見直し、古川沢住民の <u>負担軽減となるような対策</u> を講じて頂きたい。
市の回答	令和元年 5 月 9 日	除塵機の管理につきましては、電気料金及び修繕費用は倉吉市が行い、操作や清掃、ゴミ処理は、上北条土地改良区が行うこととして管理規定を締結しているものであります。従いまして、負担軽減につきましては上北条土地改良区と協議をして頂きますようお願いいたします。
上北条土地改良区に依頼	令和元年 5 月 9 日	除塵機の管理の見直しについて（依頼）文書提出（別紙資料 1 参照）
要望書提出	令和 2 年 4 月 13 日	除塵機の管理について、北条水系土地改良区・倉吉市・上北条土地改良区の 3 社で締結されている協定書を見直し、古川沢住民の <u>負担軽減となるような対策</u> を講じて頂きたい。
市の回答	令和 2 年 5 月 27 日	除塵機の管理について、令和 2 年 1 月 15 日に北条水系土地改良区、上北条土地改良区、古川沢公民館及び倉吉市で協議を行いましたが、 <u>引き続き意見交換・協議を行い、方向性を検討していきたい</u> と考えております。
上北条父改良区からの回答	令和 2 年 12 月 7 日	【回答を予約】……（別紙資料 2 参照） 除塵機管理は、上北条土地改良区に直接関係ないが、古川沢集落の代理人団体として、締結書に押印した。また、この件に関して、他の集落の了解を得ることは極めて困難であるため、貴公民館で解決方法を検討して欲しい。

(2) 除塵機の維持管理内容（今年度の活動計画）・・・別紙参考資料3 参照

維持管理期間等	作業内容	作業者
令和6年4月14日	除塵機を排水路底面に巻き下げ作業を行うとともに、サイホン入口の水面に浮いているゴミ等を撤去する。	公民館、農事組合役員
令和6年4月15日 ～ 令和6年10月27日	10班のグループ（4～5人）で、1週間ごとに維持管理を行う（除塵機に引っかかったゴミを撤去し、廃棄する。 大雨、台風時の除塵機上げ下ろし作業	地区住民42名（42戸） ※高齢者世帯は免除 公民館、農事組合役員等
令和6年4月14日	除塵機の巻き下げ作業を行うとともに、サイホン入口の水面に浮いているゴミ等を撤去する。	公民館、農事組合役員

(3) 住人の少子高齢化状況

現在、除塵機の維持管理に携わっている地区住民42人の平均年齢は、60.9才（33才～81才）です。また、10年後には少子高齢化が進み、除塵機に携わることができる住民は30名を割り込んでしまうことが予想されます。この現状を鑑みると除塵機の維持管理を今までのように行うことは困難な状況になることが推測されます。

(4) 除塵機の維持管理負担軽減案（例）について

負担軽減案(例)	内 容
① 除塵機に引っかかったゴミの廃棄を業者に委託	・除塵機のゴミ置きスペースに廃棄物を改修するコンテナを設置し、ゴミが一杯になった時に業者がリサイクルセンターに廃棄する。 ・行政が業者の費用を負担する。 ・軽トラックで廃棄（週一回）している負担が軽減。
② 除塵機の維持管理を全て業者に委託	・行政が業者の費用を負担する。 ・排水路清掃作業時（年2回）は、公民館がゴミ撤去、廃棄を行う。 ・除塵機の維持管理の負担は最小限。
③ 除塵機設置以前の活動に戻す	・除塵機は、常時巻き上げて置く。排水路清掃作業時（年2回）に、除塵機を巻き下げる。農事組合員がゴミ撤去、廃棄を行う。 ・サイホン入口にゴミ等が堆積し、上流排水路の水位が上昇することが想定される時は、堆積しているゴミを撤去する（頻度不明）。 ・除塵機の維持管理の負担は最小限で行政の費用負担なし。

3. 新規要望事項

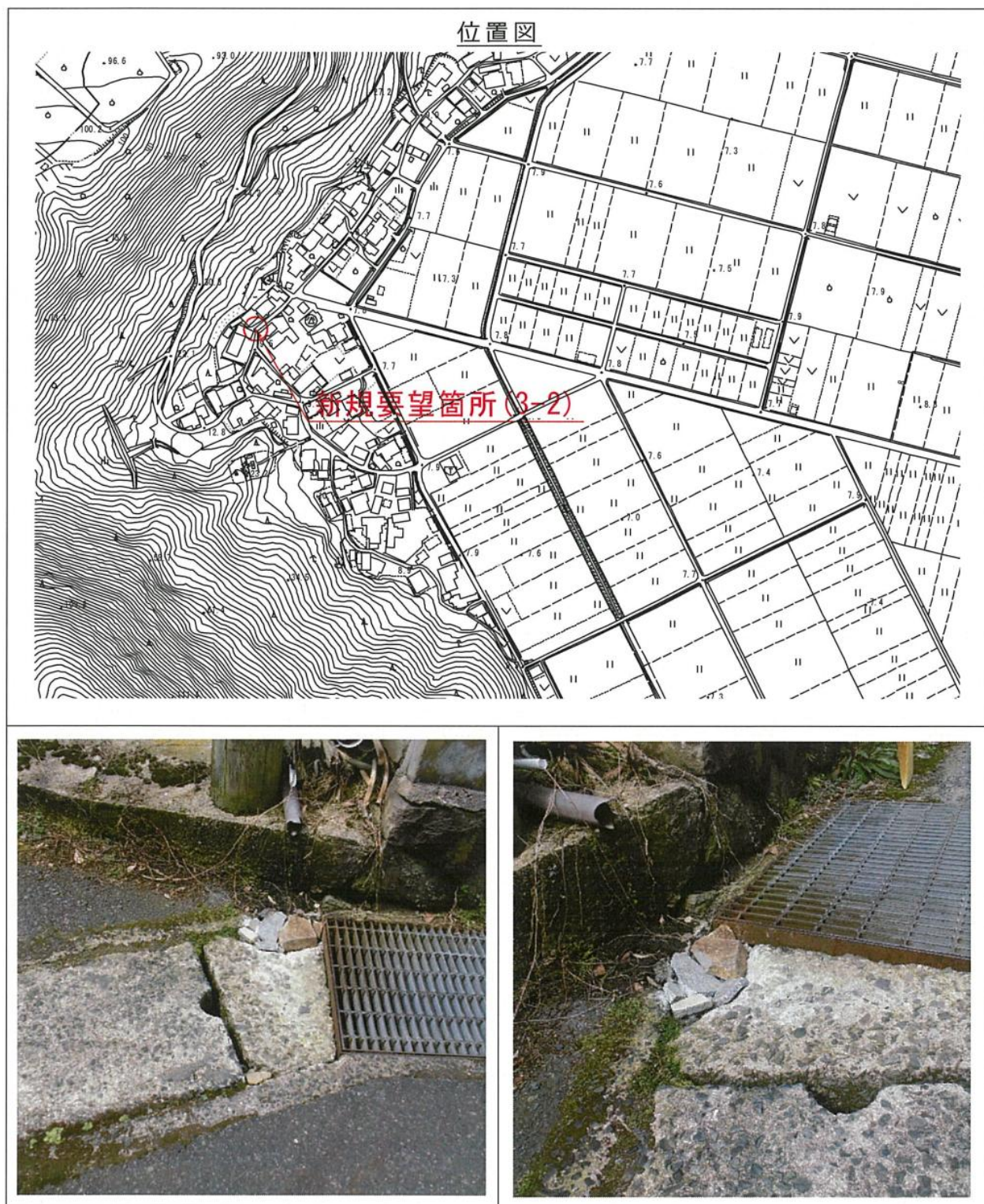
3-1 集水桝への土砂流入防止対策について

豪雨時に山側から土砂が集水桝に流入し、市道の横断管を経て北側の用排水路に流下し堆積してるため、耕作者が毎年堆積した土砂の撤去を行っています。山側からの土砂が集水桝に流下しないような対策を検討（例えば集水桝の山側開口部スクリーンを設置する等）して頂きたい（市道古川沢1号線）。



3-2 水路のコンクリート蓋改修について

市道古川沢中央線の水路のコンクリート蓋の一部が破損し、コンクリート蓋が水路に落下するし、通行が困難になることが予想されます。よって、コンクリート蓋の改修を検討して頂きたい（市道古川沢中央線）。市道等補修用原材料支給制度があることは、承知しているのですが、コンクリート蓋が標準ではなく特注であること、水路側壁も補修する可能性があることなどが考えられますので、改修の要望をしています。



令和元年 11 月 13 日

上北条土地改良区

理事長 山本 公孝 様

上北条土地改良区

理事 岸田 佳人

除塵機の管理の見直しについて（依頼）

平素から、上北条地区の土地改良事業の管理運営にご尽力いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、当集落においては当番制で除塵機の管理を行っておりますが、高齢化や後継者不足等により難しくなっており、その対策に苦慮しております。北条水系土地改良区・倉吉市・上北条土地改良区の3者で結ばれた協定書を基本として、当集落が日常管理を引き受けるに至った経緯があるとは存じますが、前述したとおり日常管理の継続が非常に困難な状況であります。

つきましては、除塵機の管理の見直しをしていただき地区住民の負担軽減となるような対策を講じていただくようお願いします。

併せて、次の世代の人たちのためにも改めて文書を取り交わしておくべきものと考えますので、よろしくお取り計らい願います。

古川沢自治公民館様

除塵機管理について

令和2年12月7日

貴公民館よりの除塵機管理について要望がありました件で改良区としての御返答致します。

管理作業については、急速な少子高齢化で大変ご苦勞されておられることは十分理解致すところですが、改良区といたしましては当時の（平成11年11月15日）担当理事会の議事録を見ますと当改良区は、直接には関係ないが古川沢部落の代理人団体として協定書に㊟を押すと記録があります。

また当時の理事（生存者）に聞き取り調査いたしたところ。

（1）貴部落理事より強く要望があり管理は、古川沢部落が行うから押印願いたいとの要望であった。

（2）当時古川沢部落が法人資格がない為㊟を押したのである。

前後の状況を考えますと事業の発案は、古川沢部落が主体で改良区は代理として㊟を押印したものと推察されます。

御承知のように他部落全体を見ましても、貴部落同様少子高齢化、農業離脱等で各部落とも共同作業に苦勞されておられます。

よって、当改良区は、この件で他部落の了解を得ることは極めて困難ですので貴公民館で解決方法を御願いたします。

上北条土地改良区
理事長 山本 公孝



参考までに関係書類を年譜致しますので、ご参照ください。

下井手樋門並びに除塵機の維持管理に関する協定書

北条土地改良区（以下「甲」という。）と倉吉市（以下「乙」という。）、北条町土地改良区（以下「丙」という。）並びに上北条土地改良区（以下「丁」という。）は、下井手樋門（6基）並びに除塵機（1基）の維持管理について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の所有する下井手樋門並びに除塵機の維持管理について定めることを目的とする。

（維持管理）

第2条 下井手樋門の維持管理及び損傷等に伴う補修については、甲及び乙が行うものとする。

除塵機の維持管理及び損傷等に伴う補修については、乙が行うものとする。

- 2 下井手樋門の一般管理（清掃、転倒堰の復元等）については、丙が行うものとする。
除塵機の一般管理（清掃・ゴミ処理等）については、丁が行うものとする。

（管理に要する費用）

第3条 下井手樋門（転倒ゲート）の操作、清掃等に係る費用は丙が負担し、樋門の復元に係る電力料金は乙が負担する。

- 2 除塵機の操作、清掃、ゴミ処理に係る費用は丁が負担し、除塵機（動力は電動モーター）に係る電力料金は乙が負担する。

（その他）

第4条 この協定に定めない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定めるものとする。

上記協定の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北条土地改良区理事長

宇田川義徳

乙 倉吉市長

早川芳忠

丙 北条町土地改良区理事長

宇田川義徳

丁 上北条土地改良区理事長

本川一孝

水路改修に仮説道 8 m 程水路に沿って借りたい
市負担の 10 % は単年度で負担
地元の負担 15 % については北条土地が一括支払
地元負担の 15 % は市が 15 年間に渡り負担する

地元理事の要望

勾配がないので出来るだけ底張りを考えてもらいたい
浚渫のとき泥揚げの場所がなく困っている
工事期間中の排水対策を考えていただきたい

福寄課長補佐

地元の要望は県へお願いしておきます
今後の管理については、管理協定を北条町と結んでおく
除塵機の電気代は市が負担
転倒堰の高さは関係者がより現場を見て決める
通常のごみ処理は古川沢にお願いしたい
転倒堰の維持管理は町と市が半々負担と考えてる
ごみを取る場所、橋の取り付けは確保する
細かいことについては検討し管理協定に記す

除塵機の取扱について根本的な話し合いを沢、市、県
で協議する

福寄課長補佐退席

2、役職員の旅行の計画について
第 1 案に決まる

担 当 理 事 会 記 録

1. 開催の日時及び場所

平成11年11月15日(月) 13時30分
上北条土地改良区事務所

2. 会議の構成

理 事 4名 監 事 1名 計5名

出席の状況 100%

理 事 4名 監 事 1名 計5名

~~理事長 本川一孝~~

庶務会計 野嶋正義

~~正事委員長 石村静臣~~

調整委員長 山本幹裕

総括監事 伊東祐道

3. 協議事項

- (1) 平成10年度一般会計決算について
- (2) 平成10年度特別会計決算について
- (3) 改良区の下期の運営について
- (4) その他

理事長開会の挨拶

事務局足羽 一般会計、特別会計決算について議案により朗読説明

総括監事伊東祐道

決算監査の報告

決算関係について承認

改良区の下期の運営について

- (1) 幹線4号排水路の整備(浚渫)について

- ・排水路に土砂が埋り年々ひどくなっている
- ・穴窪に整備の要請はしているが、排水路も大きく、周辺が出作が多く対応に困っている
- ・年毎に上流へ水がつくようになってきた

対策としての案

- 1 土改連に相談し、適正化事業に乗せるかどうか
- 2 急ぐことなので、自費で行うかどうか
- 3 改良区で助成金を出して関係地区で浚渫を行うかどうか

以上の案を理事会で検討してもらう

(2) 県営基幹水利施設補修事業（古川沢排水路補修工事）に係る
協定書について

理事長が原案を朗読説明

- ・改良区は直接に関係はないが、古川沢の代理法人団体として
協定書に判を押すことに了解を得る

理事会の日程調整を行い閉会

15時50分 閉会

除塵機の維持管理状況

除塵機使用期間	4 月初旬～10 月末（7 ヶ月間）
除塵機管理状況	4～5 人編成の班により 2 週間交代で管理（7 ヶ月間：15 班）。
除塵機稼働前 （4 月初旬）	サイホン上流に浮遊しているゴミ（ペットボトル、缶、発砲スチロール、竹等）を網、鉞等で撤去する。その後、巻上げられている除塵機を排水路に設置する（電動巻上げ機で 30 分程度）。
除塵機稼働状況	①毎日、除塵機を稼働（30 分程度）し、排水路を流下して溜まっているゴミ、草本類等を巻き上げ、横にある集積場に広げる（乾燥させるため）。 ②日曜日は、分別した可燃ゴミ、草本類を軽トラック等で果樹園等に廃棄し、不燃ごみ等は、ゴミ集積小屋に持って行く（60～90 分程度）。
豪雨時（4 月～10 月末）	幹線排水路の水位及び今後予想される降雨量を鑑み、除塵機を巻上げる（電動巻き上げ機で 30 分程度）。
除塵機巻上げ前 （10 月末）	サイホン上流に浮遊しているゴミ（ペットボトル、缶、発砲スチロール、竹等）を網、鉞等で撤去する。その後、除塵機を巻き上げる（電動巻き上げ機で 30 分程度）。